

# レセプトデータ等の活用

被保険者のみなさまの健康保持増進に向け、より良い保健事業を進めていくために、レセプトデータ等を活用します。

## 活用するデータについて

活用するデータは、国民健康保険課が管理している以下の3つの情報です。

- (1) 国民健康保険被保険者に関する情報  
(氏名、住所、年齢、電話番号、性別など保健事業を行うのに必要な内容)
- (2) 国民健康保険被保険者の診療報酬明細書に関する情報
- (3) 国民健康保険被保険者の特定健診・特定保健指導に関する情報

## 上記データの活用例について

例1: 健康保持増進のために国民健康保険課としてアプローチをさせていただいた方が良いと思われる特定の条件に該当した人へ、医療機関への受診勧奨や保健指導などを行う。

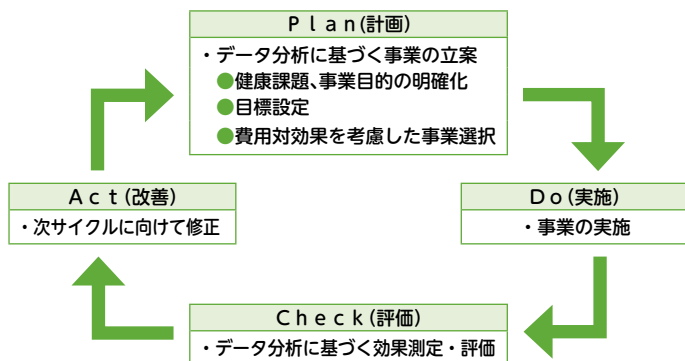
例2: 川西市の被保険者のみなさまの医療や健診データ等を基に分析、評価を行って、今後実施すべき施策を検討する。

※特定の条件に該当された被保険者の人に、市や委託事業者から受診勧奨や保健指導などでご連絡をさせていただくことがございますので、ご協力くださいようお願いいたします。

※レセプトデータ等を保健事業に使用することについては、川西市個人情報保護審議会にて了承を得ています。

## 保健事業について

国民健康保険法第82条第1項に定められた事業であり、特定健康診査等のほか、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業のことを言います。令和6年3月に第3期データヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに基づいた効果的、効率的な事業を実施しています。



# 交通事故にあったとき(第三者行為)

交通事故など他人(第三者)の不法行為等によってけがをした場合の治療費は、原則として当事者同士が責任割合に応じて支払うべきものですが、手続きを行うことで一時的に健康保険を使って治療を受けることができます。

これは、本来当事者が負担すべきものを国保が一時的に立て替え払いをしているものであるため、後日、国保から第三者に対して、立て替え払いをした分の責任割合に応じた金額を請求します。

**健康保険を使って治療を受ける際は、必ず国民健康保険課に届出をしてください。**



- 1 届出書類(「第三者行為による傷病届」、「事故発生状況報告書」、「同意書」、「誓約書」など)は国民健康保険課にあります。届出書類に必要事項を記入・押印のうえ、「事故証明書(人身事故)」を添えて、国民健康保険課へ提出してください。傷病の状況、相手の保険の状況などを記入していただきます。
- 2 **示談の前に必ず届出をしてください。届出前に示談を済ませてしまうと、国保が立て替えた医療費を第三者に請求できなくなる場合がありますのでご注意ください。**

# 健康保険が使えないとき

次の場合には、健康保険が使えません。

## 病気とみなされないもの

- 単なる疲労や倦怠
- 健康診断・人間ドック
- 正常な妊娠・出産
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 美容整形
- 軽度のシミ・アザ・わきがなど
- 予防注射
- 歯列矯正

## ほかの保険が使えるとき

- 業務上(仕事、通勤途上)のけがや病気  
(労災保険の対象になります)

## 国保の保険給付の制限

- 本人が酔っぱらってけんかをしたためのけがや病気
- 自分で、わざとした行為や犯罪によるけがや病気

